

控

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件

原 告 一般社団法人グリーンコープでんき

被 告 国

(処分行政庁 経済産業大臣 梶原弘志)

準 備 書 面 2

令和3年9月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人弁護士

小 島 延 夫



同 代理人弁護士

北 古 賀 康 博



同 代理人弁護士

篠 木 潔



同 代理人弁護士

馬 場 勝



被告第2準備書面及び被告第3準備書面について、原告は次の通り反論する。

第1. はじめに

賠償負担金と廃炉円滑化負担金は、一般送配電事業者が任意で当該負担金を回収することとして定められたものではない。

そもそも、賠償負担金の定義自体、本件施行規則45条の21の3第1項の定めによって定義され、同施行規則45条の21の2第1項によって「一般送

配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない」とされた。同様に、「廃炉円滑化負担金」は、本件施行規則45条の21の6第1項の定めによって定義され、同施行規則45条の21の5第1項によって「一般送配電事業者は接続供給の相手方（託送受給者）から回収しなければならない」とされた。いずれも、法令上の義務とされている

そのため、一般送配電事業者には、賠償負担金と廃炉円滑化負担金を請求するかしないかの自由はない。そして、本件認可によって、変更された託送供給等約款が直ちに効力を生じ、その結果、接続供給の相手方（託送受給者）である、原告が賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を上乗せした、託送料金を支払う義務が具体的に発生する。

従って、託送供給契約の相手方である原告は、本件変更認可処分によって賠償負担金と廃炉円滑化負担金を支払うべき立場に必然的に立たされるのであり、また本件変更認可処分が違法であればこれらの負担金を請求される立場から解放されるのであるから、本件変更認可処分の取消訴訟につき原告適格を有する。

第2. 被告の主張の骨子

被告は第2準備書面及び第3準備書面において、①最高裁平成25年判決は事例判断にすぎず、最高裁平成25年判決に沿って判断されるべきでないと、②電気事業法は小売電気事業者の個別的利益を保護するものではなく、原告に原告適格が認められないこと、を主張する。

しかしながら、被告の主張は、最高裁平成25年判決の理解及び行政事件訴訟法9条1項の理解を誤ったものである。

第3. 原告の反論

1. 最高裁平成25年判決の整理（被告主張①に対する反論）

(1) 行政事件訴訟法 9 条 1 項との関係

最高裁平成 25 年判決は次のように判示するところ、被告は下線部（原告訴訟代理人が追加）につき国税徴収法 47 条による差押処分とその対象となつた不動産の共有者という場面に限定したものであると主張する（被告第 3 準備書面・8 頁～12 頁）。

「行政事件訴訟法 9 条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条 1 項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである（最高裁昭和 49 年（行ツ）第 99 号同 53 年 3 月 14 日第三小法廷判決・民集 32 卷 2 号 211 頁、最高裁平成元年（行ツ）第 130 号同 4 年 9 月 22 日第三小法廷判決・民集 46 卷 6 号 571 頁等参照）。そして、処分の名宛人以外の者が処分の法的効果による権利の制限を受ける場合には、その者は、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである。」（下線部は原告訴訟代理人が追加）。

しかしながら、最高裁平成 25 年判決については、

「従来の最高裁判例においては、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる場合に、その原告適格を肯定する判断がされてきており、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくとも当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることが所与の前提とされているものと解される・・・。すなわち、このような者は、処分の名

宛人とはされていないものの、処分の法的効果によって自己の権利を侵害され又は侵害されるおそれがあるという点では、処分の名宛人と同様の立場にある者ということができ、法律上の利益の有無についても処分の名宛人に準じた位置付けがされているものと考えられる。」

(甲第11号証・判例タイムズ1396号148頁)

と評釈がなされている。現に、最高裁平成25年判決を引用する下級審裁判例において「国税徴収法47条による差し押さえ処分とその対象となった不動産の共有者という場面」(被告第3準備書面・12頁)に限定されることなく、行政訴訟法9条1項についての一般的な解釈を判示したものとして次のように引用されている。

- 静岡地方裁判所平成28年(行ウ)第26号・令和2年12月24日判決

「行政事件訴訟法(以下「行訴法」という。)9条1項及び36条にいう当該処分の取消し、あるいは無効確認を求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう(最三小判昭和53年3月14日民集32巻2号211頁、最二小判平成25年7月12日集民244号43頁等参照)。」

- 東京地方裁判所平成28年(行ウ)第268号・令和2年2月27日判決

「行政事件訴訟法9条は、取消訴訟の原告適格について規定するが、同条1項にいう当該処分の取消しを求めるにつき「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され、又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである(最高裁昭和4

- 9年（行ツ）第99号同53年3月14日第三小法廷判決・民集32巻2号211頁、最高裁平成24年（行ヒ）第156号同25年7月12日第二小法廷判決・裁判集民事244号43頁参照）」
- 東京地方裁判所平成30年（行ウ）第69号・令和1年11月7日判決

「処分の取消しの訴えは、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に限り提起することができるところ（行政事件訴訟法9条1項）、ここでいう「法律上の利益を有する者」とは、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいうと解すべきである（最高裁平成16年（行ヒ）第114号同17年12月7日大法廷判決・民集59巻10号2645頁参照）。

そして、処分の名宛人に限らず、処分の法的効果により自己の権利又は法律上保護された利益の制限を受ける者は、当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するものというべきである（最高裁平成24年（行ヒ）第156号同25年7月12日第二小法廷判決・裁判集民事244号43頁参考）。

上記で引用したほかにも、東京地方裁判所平成29年（行ウ）第470号、東京地方裁判所平成27年（行ウ）第351号、東京地方裁判所平成27年（行ウ）第315号など他複数が存在する。被告の主張は、これとは全

く異なる独自の見解を根拠なく主張しているものに過ぎない。

(2) 行政事件訴訟法9条2項との関係

そもそも「法律上の利益を有する者」（行政事件訴訟法9条1項）とは、「当該処分により自己の権利若しくは法律上保護された利益を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者をいう」と解釈されているところ、最高裁平成25年判決はあくまで「自己の権利」に関わる範囲に関して述べたのであって、行政事件訴訟法9条2項を持ち出すまでもなく判断をしたものといえる（甲第12号証・重要判例解説）。

この点、被告は「個別的利益」として法が保護しているかどうかを検討しているが、あくまで「自己の権利」に関する範囲として検討されるべき事柄である。そのため、被告主張②は、そもそも検討場面を誤っている。

(3) 小括

このように、最高裁平成25年判決は、行政事件訴訟法9条1項について一般論として参照できるものであることは明確であり、事例判決であるとする被告の主張は独自の見解に過ぎない。

2. 原告は本件変更認可処分の「法的効果による権利の制限を受ける」者である (被告主張②に対する反論)

(1) 原告に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金が課せられる仕組み

ア 仕組み

令和2年(2020年)4月1日以降（本件省令附則1条）、一般送配電事業者は、接続供給の相手方（託送受給者）から賠償負担金及び廃炉円滑化負担金を回収しなければならぬとされた（本件省令1条、本件省令による改正後の本件規則45条の21の2第1項、第45条の21の5第1項）。

また、令和2年(2020年)4月1日以降、本件省令による改正後の本件規則第45条の21の2第2項に規定する原子力発電事業者は、本件省令に

よる改正後の本件規則第45条の21の3及び第45条の21の6に基づき、賠償負担金相当金及び廃炉円滑化負担金相当金の額を算定し、経済産業大臣からその承認を受けなければならない。

そして、経済産業大臣は、本件省令による改正後の本件規則第45条の21の4及び第45条の21の7に基づき、回収すべき賠償負担金及び廃炉円滑化負担金の額、回収期間などを、一般送配電事業者に通知する。

この結果を受け、一般送配電事業者が、経済産業大臣からの通知を受け、託送料金の改定案を含む、変更された託送供給等約款の認可申請をし、経済産業大臣から認可を受けるのである。

これを受けた一般送配電事業者は、託送供給契約の相手方との間で託送供給等約款を変更するところであるが、一般送配電事業者は、すでに託送供給契約を締結している託送供給契約の相手方との間で変更後の託送供給約款を適用し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課し徴収する仕組みとなっている。

イ 評価

以上の仕組みを形式的にみると、確かに、賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収の仕組みは、経済産業大臣による託送供給等約款の認可処分と、一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間の託送供給契約の変更という2つの手続によって構成されるのである。

しかしながら、託送供給等約款の変更認可処分によって、①一般送配電事業者は託送供給契約の相手方に対し賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課す権限を有するという効果を有し、②電気事業法施行規則により一般送配電事業者は賠償負担金と廃炉円滑化負担金を「回収できる」ではなく「回収しなければならない」とされていることからして、一般送配電事業者が任意で賠償負担金と廃炉円滑化負担金を回収しないといったことや、その金額を交渉することは一切想定されず、託送供給契約の相手方に対し一律に適用されることが予定されている（乙第11号証・2020年電気事業法解説・176頁）

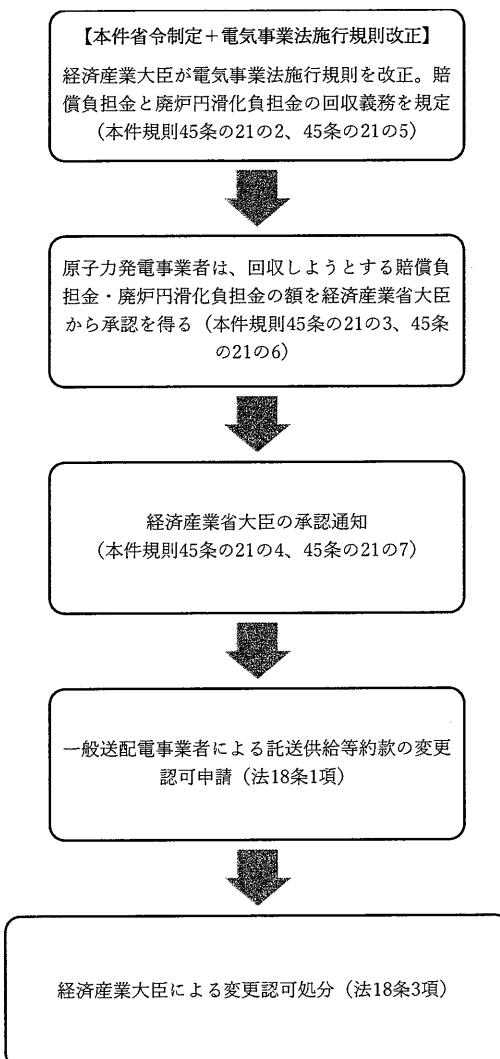
～177頁。「託送供給等約款は、小売電気事業者等に対し一律に適用される供給条件を定めた定型約款であり、小売電気事業者等は当該約款に拘束されることとなる」）。

そうすると、経済産業大臣の認可があった時点で、託送供給等約款の変更の効果が発生し、当該一般送配電事業者と託送供給契約の相手方との間で従前から託送供給契約を締結していたときは、変更後の託送供給等約款がただちに適用される。

そのため、託送供給契約の相手からすると、託送供給等約款の変更認可処分がなされることによって必然的に賠償負担金と廃炉円滑化負担金を課せられる地位に立たされることとなったといえる。

そして、仮に託送供給等約款の変更認可処分が違法である場合に、託送供給契約の相手方が権利・利益を救済する機会としては変更認可処分を争う他にない。

したがって、託送供給契約の相手方は、経済産業大臣が本件変更認可処分をしたことでの法的効果による権利の制限を受けるといえ、処分の名宛人として権利の制限を受ける者と同様に、当該処分により自己の権利を侵害され又は必然的に侵害されるおそれのある者として、当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たり、その取消訴訟における原告適格を有するのであり、原告はこれに該当するのであるから原告適格が認められる。



（2）被告の主張に対する個別反論

ア 本件変更認可処分は託送供給を行うことができる地位を与えるということにとどまるものではない。

被告は、「託送供給等約款の変更認可の小売電気事業者への影響は、…一般送配電事業者と小売電気事業者との合意によるもの」であって、「託送供給等約款の認可処分の法的効果は、一般送配電事業者に対し、認可された託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位を与えるということにとどま」る旨を舟田論文（乙51号証）、中川論文（乙52号証）を用いて主張する（被告第3準備書面・16頁～17頁）。

被告の主張を敷衍していようと、一般送配電事業者は本件認可処分によってもあくまで、その「託送供給等約款を用いて託送供給を行うことができる地位」を付与されるのみであって、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金が託送供給契約の相手方に対し課せられるかは一般送配電事業者の任意の判断に拠るものとなる。

しかしながら、上述のように、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金は、処分庁である経済産業省が定めた本件省令により一般送配電事業者がその回収を義務として課せられるのであって、一般送配電事業者において託送供給契約の相手方から回収する・回収しないなどといった自由はない。この点において、中川論文で比較されている運賃認可申請とは大きく状況が異なる。すなわち、運賃変更はあくまで鉄道事業者の任意の判断により変更を求めるものであるのに対し、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金においてはそのような任意の判断で回収しないという余地はない。

また、鉄道運賃認可の場合は、その都度、鉄道運送契約が締結されるので、運賃認可がされた時点では、事業者と旅客との間では契約が締結されておらず、認可の効果は、確かに、認可を踏まえて変更された内容の契約を、旅客が締結することによって生じる。

他方、託送供給契約の場合は、すでに一般送配電事業者と小売電気事業者との間で、契約が締結済みであり、新しく契約を締結することはない。その結果、変更認可処分がされた時点で、ただちに、契約内容が変更され、小売電気事業者もそれに拘束される。

以上の通り、契約締結がすでにされていて認可によってただちにその法的効果が生じるのかという点でも重大な違いがある。

従って、賠償負担金及び廃炉円滑化負担金においては、経済産業大臣による託送供給等約款の変更認可処分がなされた時点で必然的に、託送供給契約の相手方が一般送配電事業者に対しそれらの支払いをすべき義務が具体化

し、ただちにその法的効果を発生させることとなっていることは明確である。

イ 原告は本件変更認可処分によって財産権を必然的に侵害されている。

被告は、「電気事業法の趣旨・目的は総体としての需要家全体の利益を一般的公益として保護すること」であり、託送供給契約の相手方の個別的利益を保護するものではない旨を主張する（第3準備書面23頁）。

しかしながら、この主張は、上記にみた賠償負担金と廃炉円滑化負担金が課せられた背景及び仕組みを看過し、安易に、そして、形式的に、行政事件訴訟法9条2項の議論をするものである。賠償負担金と廃炉円滑化負担金は明らかに経済産業大臣による電気事業法施行規則の改正によりその回収が一般送配電事業者に課せられ、一般送配電事業者が託送供給契約の相手方に対しその支払いを必然的に課す構造となっている。従って、本件変更認可処分によって託送供給契約の相手方である原告は、「自己の権利」に関してその支払義務が必然的に課せられているのである。

また、被告は、東京地方裁判所平成26年2月6日判決を引用するが（第3準備書面24頁）、当該事案で問題となった再生可能エネルギー発電賦課金は、「電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法16条1項」に基づくところ、当該規定は「電気事業者は、納付金に充てるため、当該電気事業者から電気の供給を受ける電気の使用者に対し、当該電気の供給の対価の一部として、賦課金を支払うべきことを請求することができる」としており（平成25年当時のもの。甲第13号証・条文）、あくまで「できる」規定であって、本件で問題となっている賠償負担金と廃炉円滑化負担金が課せられた仕組みとは異なる。また、同事案は、再生可能エネルギー発電促進賦課金については、平成24年6月20日の経済産業大臣に対する、電気事業法19条7項に基づく電気供給約款の変更届出に基づき、同年7月1日から変更した同約款に基づく請求を実施し、太陽光発電促進付

加金については、同年1月24日の経済産業大臣に対する、同法21条1項ただし書に基づく電気供給約款等以外の供給条件認可申請書を提出し、経済産業大臣が同月25日に東京電力に対し同申請を許可したことによるものであって、同訴訟の対象とされた、経済産業大臣が平成24年7月25日付けで東京電力株式会社に対してした電気事業法19条1項に基づく供給約款の変更の認可によって、原告の権利義務の変動は生じていないというものであって、本件事案とはまったく事例を異にする。そのため、当該裁判例を参考として本件を同列に論じることは、的外れである。

なお、仮に被告の主張を敷衍するならば、電気事業法は賠償負担金と廃炉円滑化負担金の回収相手となる託送供給契約の相手方も、そして一般消費者も電気事業法によって保護される個別的利益は存在せず、託送供給等約款に対する処分の取消訴訟は処分の名宛人である一般送配電事業者のみしかできないこととなる。しかしながら、これは徒に原告適格の範囲を狭める主張・姿勢であって、行政事件訴訟法の改正背景や最高裁平成25年判決をはじめとした原告適格に対する最高裁判所の解釈方針とも整合しないものであることは強調しておきたい。

第4. 結論

以上のとおりであるから、原告に本件変更認可処分の取消訴訟の原告適格が認められる。この点についての被告の主張には理由がない。

以上

令和2年(行ウ)第54号 託送料金認可取消請求事件
原 告 一般社団法人グリーンコープでんき
被 告 国(処分行政庁) 経済産業大臣 梶山弘志)

証 拠 説 明 書 2

令和3年9月6日

福岡地方裁判所第1民事部合議A係 御中

原告訴訟代理人
弁護士 馬場 勝 外



号証	標 目 (原本・写の別)		作成日	作成者	立証趣旨
甲11	判例タイムズ (NO.1396)	写し	平成26年 3月頃	株式会社 判例タイムズ社	①最高裁平成25年判決の概要 ②従来の最高裁判例において、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる場合に、その原告適格を肯定する判断がされてきており、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくとも当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることが所与の前提とされていること等
甲12	重要判例解説 (平成25年度)	写し	平成26年 4月頃	株式会社 有斐閣	最高裁平成25年判決は、あくまで「自己の権利」に関わる範囲に関して述べたものであり、行訴法9条2項を持ち出すまでもなく判断したものであること等
甲13	条文 (電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法)	写し	令和3年 8月14日	株式会社 TKC	平成25年当時の電気事業法による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法16条1項の条文等

号証	標目 (原本・写の別)		作成日	作成者	立証趣旨
甲14	行政事件訴訟の一般的問題に関する実務的研究	写し	平成7年 7月20日	財団法人 法曹会	<p>①従来の最高裁判例において、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる場合に、その原告適格を肯定する判断がされており、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくとも当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることが所与の前提とされていること</p> <p>②鉄道運送事業と異なり電気料金その他の供給条件についての供給規程の認可は利用者たる個々の消費者の法的地位に変動を生じさせる効果を有するものであること等</p>
甲15	法学教室 (NO.379)	写し	平成24年 4月頃	株式会社 有斐閣	従来の最高裁判例において、個別の各事件における原告が処分の法的効果による権利の制限を受ける者であると認められる場合に、その原告適格を肯定する判断がされており、処分の法的効果による権利の制限を受ける者は処分の名宛人でなくとも当該処分の取消しを求めるにつき法律上の利益を有する者に当たることが所与の前提とされていること等